

第5章 基本理念と目指すべき方向

1 基本理念

本市では、平成18年2月、「中央市環境基本条例」を施行しました。条例では、良好な環境の保全及び創造について、次の3つの基本理念を定めています。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

本計画はこの基本理念に基づき策定するものとします。その上で、本計画の上位計画である「中央市長期総合計画」で定める基本構想から、市のあるべき環境像を次のとおりとします。

《市の環境像》

快適で健やかに暮らせる生活文化都市

2 目指すべき方向

以上の基本理念、環境像を踏まえ、施策事業の目指すべき方向を次のとおりとします。

(1)人と自然がふれあうまちづくり

自然とのふれあいは、人々の心に感動と安らぎを与え、環境を大切に作る心を育みます。本市の自然環境を保全し、身近なところで自然とふれあえるまちづくりを進めます。

(2)快適で健康な生活環境づくり

清浄な大気や良好な水質を維持し、公害の発生やごみのない快適で健康な生活をおくることができ
る環境づくりを進めます。

(3)地球にやさしい暮らしの確立

地球規模の問題であっても、その解決には、それぞれの地域が足元から取り組んでいくことが重要
です。市民生活や事業活動を環境負荷の少ないものにシフトしていきます。

(4)環境活動の推進

人々の環境保全に対する意識が、かつてない高まりを見せています。個々人の活動をさらに促し、
それらを結びつけていきます。